

## 商品概要説明書

### 葬祭特典付き定期積金「メモリアル」(定額式)

(2024年4月1日現在)

1. 商品名	○葬祭特典付き定期積金「メモリアル」(定額式) ※ 定額式とは、定期的に一定額を払込みする定期積金です。
2. 販売対象	○個人の方。
3. 期間	○5年
4. 払込方法 (1) 払込方法	○契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ○掛込周期は1か月のみとします。 ○預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 なお、約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。
(2) 払込金額	○1回あたり5,000円以上
(3) 払込単位	○1円単位
5. 払戻方法	○約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り	○契約時の約定利回り(店頭表示金利)を満期日まで適用します。
(2) 支払頻度	○満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	○計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。
(4) 税金	○20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
(5) 金利情報の入手方法	○金利(約定利回り)はホームページに表示しています。
7. 手数料	—
8. 付加できる 特約事項	○総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は、担保定期積金の約定利回りに年0.7%を上乗せした利率) ○普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時の 取扱い	○満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。 ○払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該積金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または苦情等受付窓口（電話：055-957-8028）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 苦情等受付窓口または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>12. その他参考と なる事項</p>	<p>○当組合の葬祭事業の特典サービスを受けることができます。特典サービスは、利用する葬祭ホールの定める特典サービスによります。詳しくは、該当地区の葬祭センターまたは本店葬祭部にご確認ください。</p> <p>○払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</p> <p>○掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</p> <p>○満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>○自動振替による払込時に振替口座が貸越状態となる場合は、払込を行いません。（なお、別途「依頼書」の提示により払込を可能とします。）</p> <p>○増額月を設定した場合、増額月の払込日を過ぎた日を設定することはできません。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A ふじ伊豆